

# た ま な ん 多摩南三二通信

(財)東京都保健医療公社  
多摩南部地域病院  
地域医療連絡室No. 5  
平成10年2月1日発行

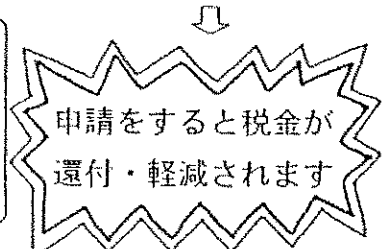
9月から医療費の自己負担額が増えました！  
**1年間の医療費が10万円をこえていませんか？**

この時期に問い合わせの多い医療費控除について簡単にご説明します。

◇医療費控除とは→→

生計を同じにする家族の医療費の1年間の合計額 - 医療費補てん金額 = 10万円以上の場合

- 【医療費補てんとは】
- ★差し引くもの【高額医療費の還付・社会保険などから得る療養費・傷害保証金  
分岐費・医療保険金・生命保険や損害保険などの入院給付 e t c...
  - ★差し引かないもの【傷病手当金・出産手当金・育児手当金・損害賠償金・重度障害や  
就労不能で支払われる保険金・お見舞金 e t c...



◇申告時期は→→

毎年1月1日から12月31日までの分を、翌年申告します。

\*サラリーマンの方も年末調整ではできませんので、ご自分で申告しましょう。

◇手続きに必要なものは→→

- 申告書 (最寄りの税務署にあります)
- 支払った医療費の領収書や内訳書
- 源泉徴収票 (給与所得者のみ)
- \*領収書の再発行はいたしません。大切に保管しておきましょう。尚、当院では領収証明書発行は致しません。(手数料1500円)
- 必要な方は受付でご相談ください。

◇申告の受付は→→

管轄の税務署・市役所等ですが、地域によって異なります。

郵送でも受付けています。(申告書が必要です)

\*申告の受付機関は各市の広報でチェックしておきましょう。



◁対象となる医療費の例▷

◁対象とならない医療費の例▷

病院に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所・訪問看護婦等に支払った医療費 (保険外治療や自己負担分も含む)</li> <li>・入院や通院のために使用した交通費</li> <li>・マッサージ、指圧師、針ぎゅう師、柔道整復師による治療を受けた施術費</li> <li>・旅行先などで、急病等になり保険外診療で支払った医療費 (海外も対象とする)</li> <li>・妊娠中の定期検診や不妊症の治療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容整形の費用</li> <li>・人間ドックなどの健康診断の費用</li> <li>・寝間着・寝具類等の費用</li> </ul>
薬局・薬店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療や療養に必要な</li> <li>①薬事法に定める医薬品の購入費用</li> <li>②キズ薬・ガーゼ・ばんそうこう・シップ薬等</li> <li>③かぜ薬・胃腸薬・鎮痛剤等</li> <li>・傷病のため6ヵ月以上寝たきりの方や、治療継続のため必要と認められた方のおむつに係る費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進や病気の予防のための医薬品等 (ビタミン剤) などの購入費用</li> <li>・医師から低カロリーによる食事療養を指示され、低カロリー食品を購入した費用</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養のため依頼した付添い婦などに払った費用 (在宅療養も含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族に支払った療養上の世話の費用</li> </ul>

上記以外にもあります。その他詳しいことは最寄りの税務署にお問い合わせください。

♡「多摩南三二通信」をご希望の方は、総合案内にお申し出ください。♡

※「多摩南三二通信」は、社会資源確保のため順次発行を休んでいます。